

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正決定処分取消請求事件
国側当事者・国(中川税務署長)
平成20年12月11日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 納税者及び税理士は、本件預貯金等が本件相続財産を構成することを前提として遺産分割交渉を行っていたものと認めるのが相当であり、また、納税者及び税理士が本件預貯金等の内容、金額等について全く把握していなかったことにかんがみれば、被相続人は貸金庫を排他的、専属的に管理していたと認められるところ、これらの事実と照らすと、本件預貯金等はいずれも被相続人が取得・管理してきたものであって本件相続財産を構成するものと認めるのが相当であるとされた事例
- (2) 課税庁の調査官は資料を持参しなくてもよいと言ったにもかかわらず資料がなくては答えられない質問をし、既に課税は決定していると発言したこと、また、税理士の説明を聞かないまま調査を打ち切ったことなどから本件調査は違法である旨の納税者の主張が、税務調査の範囲、程度等は、税務職員の合理的な選択にゆだねられているものと解され、税務職員が納税者の側の税務調査の続行の求めに応じなかったからといって、ただちに税務調査全体が違法となるということはできないとして排斥された事例
- (3) 国税通則法70条5項(国税の更正、決定等の期間制限)にいう、「偽りその他不正の行為」の行為者
- (4) 納税者及び納税者の依頼を受けた税理士は、本件預貯金等が本件相続財産に当たることを認識していたものと認められるところ、税理士において、本件預貯金等の一部のみが本件相続財産であるとして相続税を算定し、納付すべき税額を0円とする虚偽の申告を行ったのであるから、かかる行為が「偽りその他不正の行為」に当たることは明らかであり、そうすると、納税者から申告の委任を受けた税理士が偽りその他不正の行為を行い、これにより納税者が税額を免れたものと認められるから、納税者は「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ」たものに当たるとされた事例
- (5) 納税者は、本件預貯金等が本件相続財産に属することを認識しながら、税理士をして、本件預貯金等の一部のみを相続財産とする申告を行わせたものと認められるから、納税者の行為が「事実を隠ぺいする」ものに当たるとは明らかであるとされた事例

判 決 要 旨

- (1)・(2) 省略
- (3) 国税通則法70条5項(国税の更正、決定等の期間制限)は、納税者本人が偽りその他不正の行為を行った場合に限らず、納税者から申告の委任を受けた者が偽りその他不正の行為を行い、これにより納税者が税額の全部又は一部を免れた場合にも適用されるものというべきである(最高裁判平成●●年(〇〇)第●●号 同17年1月17日第二小法廷判決・民集59巻1号28頁参照)。
- (4)・(5) 省略

判 決
原告 甲

同訴訟代理人弁護士	太田 博之 後藤 昭樹 立岡 亘 中村 勝己 服部 千鶴 吉野 彩子 太田 成 水野 吉博
同補佐人税理士	d
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	中川税務署長 鈴木 誠二
同指定代理人	辻 由起 竹内 寛和 松田 清志 田中 朋子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が平成17年7月7日付けで原告に対してした平成13年8月9日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格2295万8000円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成19年3月5日付け審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、平成13年8月9日に死亡した乙（大正8年9月4日生。以下「亡乙」という。）の相続人である原告が、相続税の申告をしたところ、中川税務署長（処分行政庁）から更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの各処分（ただし、いずれも平成19年3月5日付け審査裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に係る法令及び本判決で引用する法令の規定は、別紙関係法令記載のとおりである。

2 前提事実（争いがないか、証拠上明らかである。）

(1) 当事者等

原告（昭和22年5月8日生）は、亡乙とその夫・丙（昭和59年7月30日死亡）。

以下「亡丙」という。)との間の長男である。

亡丙と亡乙との間には、原告のほか、長女である丁（昭和25年9月14日生）、二男である戊（昭和28年3月1日生。以下、丁と併せて「丁ら」という。）がある。

原告には、妻・A（以下「A」という。）との間に長男・B（以下「B」という。）がある。

なお、以上の身分関係は別紙相続関係図のとおりである。

(2) 亡乙による貸金庫の使用

亡乙は、平成13年7月4日、株式会社C銀行下之一色支店に対し、貸金庫（貸金庫番号 。以下「本件貸金庫」という。）の使用を申し込み、本件貸金庫を使用していた。

(3) 相続の開始と本件貸金庫の内容物の確認

亡乙は、平成13年8月9日に死亡し、原告及び丁らを相続人とする相続が開始した（以下、この相続を「本件相続」という。）。

原告及び丁らは、同年9月18日、原告補佐人税理士d（以下「d税理士」という。）の立会いの下、本件貸金庫の内容物を確認した。このとき、本件貸金庫内には、別表1記載2～10、12～17、23～30、40～68、90の預貯金（本件貸金庫内に存したのは通帳、証書等であるが、以下においては、通帳、証書等の表記は省略する。他の債権等もこれにならう。）、割引興業債、記念硬貨等（以下「本件貸金庫内預貯金等」という。）及び別表2記載の預貯金（合計残高5655万7495円。以下「原告主張固有預貯金」という。）が保管されていた。原告及び丁らは、この確認の際、現物を持って行きたいとするd税理士の意向に従い、本件貸金庫内預貯金等の一部をd税理士に預けた。

原告は、さらに、同年10月30日ころ、原告主張固有預貯金が亡乙の相続財産（以下「本件相続財産」という。）ではなく、原告、A及びB（以下、併せて「原告ら」ともいう。）の固有財産であるとして、これらを本件貸金庫から取り出した。

d税理士は、同月末ころ、本件貸金庫内預貯金等のほか、原告が亡乙の生前に預かって保管していた預貯金、傷害保険、農業協同組合への出資金及び現金（別表1記載1、11、18～22、31～39、70～89）、さらに、亡乙名義の貯蓄預金（別表1記載69に相当するもの。）について、その内容及び同時点でd税理士が把握した評価額を記載した別表3の一覧表（以下「本件一覧表」という。）を作成した。

(4) 本件相続に係る遺産分割交渉、調停及び裁判

ア 原告及びd税理士は、平成13年11月26日、同年12月19日及び平成14年1月15日の3回にわたり、丁らから委任を受けた弁護士D（以下「D弁護士」という。）との間で本件相続に係る遺産分割の交渉を行った。d税理士は、同交渉に当たって、D弁護士に対して本件一覧表を交付したが、本件一覧表に記載されたものの中に原告の財産が含まれていると話したことはなかった。

イ 原告は、平成14年5月28日、名古屋家庭裁判所に対し、丁らを相手方とする遺産分割調停（平成●●年（〇〇）第●●号）を申し立てた。これに対し、丁らは、同年6月7日、同裁判所に対し、原告を相手方とする遺産分割調停（平成●●年（〇〇）第●●号）を申し立てた。

上記両事件は併合され、同年7月22日を第1回期日として調停手続が行われたが、同年12月9日に不調となり、名古屋家庭裁判所は、平成15年12月2日、亡乙が本件相続時に所有していた名古屋市の宅地の持分30万8544分の7518（438万3187円）と家屋（460万6564円。以下、これらの宅地持分と家屋を併せて「本件不動産」という。）を原告及び丁らが共有（持分各3分の1）し、亡乙が本件相続時に有していた電話加入権（以下「本件電話加入権」という。）を原告が単独保有し、原告が丁らにそれぞれ7000円を支払う旨の審判をした。

ウ 丁らは、平成16年9月28日、原告に対し、本件相続財産に係る持分の確認及び不当利得返還を求める訴え（平成●●年（〇〇）第●●号）を名古屋地方裁判所に提起した。同裁判所は、平成19年3月27日、本件貸金庫内預貯金等（一部それ以外の預貯金も含む。）と原告主張固有預貯金が本件相続財産に当たるとして、丁らが預貯金につき各3分の1の金額の預貯金を、その余の財産につき各3分の1の共有持分権を有することを確認するとともに、原告に対し、丁らに各1885万2498円及び遅延損害金を支払うよう命ずる判決を言い渡した。

エ 原告は、上記判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴した。同裁判所は、平成20年4月9日、本件貸金庫内預貯金等は本件相続財産に当たるが、原告主張固有預貯金は本件相続財産に当たらないとして、本件貸金庫内預貯金等（ただし、一部を除いたもの）のうち、預貯金については丁らが各3分の1の預貯金債権を、預貯金以外の財産については丁らが各3分の1の共有持分を有することを確認し、その余の請求を棄却する旨の判決（以下「別件高裁判決」という。）を言い渡した。別件高裁判決は、双方から上告もなく、同月24日確定した。

(5) 原告による相続税の申告

原告は、d税理士に委任して、平成14年6月6日、中川税務署長に対し、別表4の「当初申告」欄記載のとおり、課税価格を2295万8000円、納付すべき税額を0円として、本件相続に係る相続税の申告をした（以下「本件当初申告」という。）。

なお、本件当初申告の内容は、次のとおりである。

ア 相続税がかかる財産の明細

(ア) 本件不動産	898万9751円
(イ) 預貯金ほか	6635万7369円
(ウ) 家具等一式	5万円
(エ) 本件電話加入権	2万2000円
(オ) 合計	7541万9120円

イ 債務及び葬式費用の明細

(ア) 債務	1万3400円
(イ) 葬式費用	216万7847円
(ウ) 合計	218万1247円

以上のうち、上記ア(イ)の預貯金ほかの算定過程は、別表5のとおりである。

(6) 中川税務署長による調査と更正

中川税務署長は、平成17年7月7日、別表1記載1～90の預貯金等の財産（以

下「本件預貯金等」という。)が本件相続財産を構成するものであるなどとして、別表4の「更正及び賦課決定処分」欄記載のとおり、課税価格を8509万3000円、納付すべき税額を1254万9700円とする相続税の更正(以下「本件更正」という。)及び重加算税の額を438万9000円とする重加算税賦課決定(以下、本件更正と併せて「本件各処分」という。)をした。

なお、本件更正において、本件当初申告のア(イ)の「預貯金ほか」に相当する財産は本件貸金庫内預貯金等、原告主張固有預貯金を含む合計2億5160万0452円とされた。

(7) 原告による不服申立ての経緯

原告は、本件各処分を不服として、平成17年8月15日、中川税務署長に対し異議を申し立てたが、同税務署長は、同年11月11日、これを棄却する旨の決定をした。

原告は、同年12月8日、上記決定を不服として国税不服審判所長に対し審査請求をしたところ、同所長は、平成19年3月5日、別表4の「裁決(一部取消)」欄記載のとおり、本件各処分のうち本税の額を517万7000円、加算税の額を180万9500円取り消す旨の裁決をした。

なお、上記裁決において、本件当初申告のア(イ)の「預貯金ほか」に相当する財産は本件更正で認められたものから原告主張固有預貯金が除かれた1億9504万2957円とされた。

(8) 原告による本件訴えの提起

原告は、平成19年9月4日、本件訴えを提起した。

3 被告主張の相続税の課税価格等

本件各処分の基礎となる金額及び計算方法等に関する被告の主張は、次のとおりである。

(1) 納付すべき税額 737万2700円

本件相続に係る相続税の総額(下記アの金額)に、原告についてのあん分割合(下記イの割合)を乗じた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数切捨て)。

ア 相続税の総額 2238万円

法16条の規定により、次の(ウ)から(エ)を控除した1億2192万2000円について、法定相続人の数(3人)で除した金額である4064万円(ただし、昭和34年1月28日付け国税庁長官通達「相続税法基本通達の全部改正について」16-3により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、法16条の定める率を乗じて算出した各相続人ごとの金額(それぞれ746万円)の合計額。

(ア) 本件相続財産に属する財産の総額 2億0410万4708円

次のa～dの合計額。

a 預貯金等 1億9504万2957円

本件預貯金等の合計額。

b 不動産 898万9751円

本件不動産の合計額。

- c 家庭用財産 5万円
亡乙が本件相続時に所有していた家具等一式の合計額。
- d その他の財産 2万2000円
本件電話加入権の価額。
- (イ) 債務及び葬式費用 218万1247円
亡乙が本件相続時に負っていた債務及び亡乙の葬式費用の合計額。
- (ウ) 課税価格の合計額 2億0192万2000円
各相続人ごとに上記(ア)の取得分から上記(イ)の負担分を控除した金額(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て)。
- (エ) 遺産に係る基礎控除額 8000万円
法15条の規定により、5000万円と、1000万円に本件相続に係る相続人の数(3人)を乗じて算出した3000万円とを合計した額。
- イ 原告についてのあん分割合 0.3294341379
課税価格の合計額(上記ア(ウ))に対して原告の課税価格(下記ウ))の占める割合。
- (ア) 原告が取得した財産の価額 6803万4902円
原告が取得した財産の価額は、別表6のとおり、合計6803万4902円であり、その内訳は次のとおりである。
- a 本件不動産及び本件電話加入権 300万4583円
本件不動産及び本件電話加入権は原告及び丁らの間で遺産分割がされており、本件電話加入権については、原告が取得し、丁らに対してはそれぞれ分割代償金7000円(合計1万4000円)が支払われている。これらを勘案して計算した分割済みの財産の価額。
- b 本件預貯金等及び家庭用財産 6503万0319円
本件相続財産のうち未分割の本件預貯金等及び家具等一式につき、法55条の規定により、各共同相続人が民法の規定による法定相続分(民法904条の2の寄与分の規定を除く。)の割合に従って当該未分割の財産を取得したものとして計算した価額。
- (イ) 原告の負担する債務及び葬式費用 151万4580円
前記ア(イ)の金額のうち、原告が負担した118万1247円と33万3333円(原告が亡乙から預かっていた100万円を原告及び丁らの数で除した金額)を合計した金額。
- (ウ) 原告の課税価格 6652万円
上記(ア)から上記(イ)を控除した金額(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て)。
- (2) 原告に課されるべき重加算税の額 257万9500円
法68条1項の規定により、本件裁決による一部取消し後の納付すべき税額737万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の35を乗じて算出した金額。

4 争点

- (1) 本件預貯金等が本件相続財産を構成するか否か。また、亡乙が原告らに対し債務を負っていたか否か。
- (2) 本件における税務調査（以下「本件調査」という。）が違法か否か。
- (3) 本件当初申告が国税通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」に当たるか否か。
- (4) 本件当初申告が国税通則法68条1項所定の「隠ぺい」する行為に当たるか否か。

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告の主張)

ア 本件預貯金等の大部分は、次のとおり、原告らのものである。

(ア) 原告は、小学校のころから亡丙が経営する鰻卸販売業の手伝いをし、高校卒業後は同鰻卸販売業で勤務していた。亡丙は、昭和51年ころから、毎月50万円を給与としてF銀行下一色支店に開設した原告名義の普通預金口座に入金し、また、原告名義の預貯金を含め甲家の全預貯金で愛知県の県債券を買い受け、償還日にこれを受け取って同支店に開設した原告名義の定期預金とし、これらの資金を不動産売買等で運用して利殖した。

亡丙は、Aの父から受け取った4000万円をE農業協同組合に開設したA名義の定期貯金口座に貯金し、また、給与として1000万円をF銀行下一色支店に開設したA名義の積立預金口座に預金していた。

亡丙は、Bのため、F銀行下一色支店に開設したB名義の積立預金口座に1000万円を預金していた。

(イ) 亡丙は、昭和57年10月1日、亡乙同席の下、原告及びAと話し合いを持った。亡丙は、その際、鞆から通帳、証書等を出して原告及びAに見せ、原告ら名義の預貯金が次のとおり合計2億1000万円分あり、これらはいずれも原告らのものである旨を説明した。

a 原告名義

① G銀行昭和橋支店	5000万円
② E農業協同組合	5000万円
③ F銀行下一色支店	3000万円
④ G銀行蟹江支店	1000万円
⑤ H銀行下之一色支店	1000万円

b A名義

① E農業協同組合	4000万円
② F銀行下一色支店	1000万円

c B名義

F銀行下一色支店	1000万円
----------	--------

したがって、この時点で、亡丙、亡乙と原告及びAとの間において、原告らが上記a～cの預貯金（以下「原告ら預貯金」という。）を有していることが確認された（以下、これを「昭和57年合意」という。）。

(ウ) 亡乙は、昭和57年合意の後、原告ら預貯金を含む一切の通帳や証書等を鞆

ごとに取り上げ、自ら保管を開始した。その後、亡乙は、これらの預貯金等が自己の管理となったことをよいことに、その名義を勝手に自己や架空人等の名義に変更した。

(エ) d 税理士は、昭和 61 年 1 月、亡乙の依頼を受けて、亡丙の相続税調査の一環として関係する預貯金等のすべてを拾い出した。その結果、上記(イ) a ①のうち約 4000 万円、同③のうち約 2000 万円が引き出されて名義が変更され、上記(イ) b、c については、すべて引き出されて架空人又は丁ら名義の預貯金に変わっていることが判明した。

税務調査を担当した中川税務署の資産税担当係官 I は、税務調査が終わった同年 5 月、d 税理士の面前で、亡乙に対し、これらの預貯金について原告らの名義に戻すよう求めたところ、亡乙はこれを了解した。亡乙は、その後間もないころ、原告に対してもこれらの名義を原告らに戻す旨約束した。

(オ) 亡乙は、その後も上記預貯金等について上記約束を履行しなかったが、原告ら及び d 税理士は、その履行を求めることはなかった。

亡乙の死亡後に原告らが調査したところ、亡乙は昭和 61 年 1 月の時点で原告名義となっていた預貯金についてもその後に名義を変更し、原告ら預貯金はすべて名義が変更されていることが判明した。

イ 原告ら預貯金は、別表 1 記載 2～10、12、15、16、50～68 の預貯金等の財産に形を変えており、その相続開始時における合計額は 1 億 0188 万 8724 円である。したがって、少なくともこれらについては、本件相続財産を構成しない。

そして、亡乙は上記ア(エ)のうち 1 億 0811 万 1276 円につき約束を履行していないことになり、亡乙は、その相続開始時に、原告らに対し同額の債務を負担していた。

また、仮に別表 1 記載 2～10、12、15、16、50～68 の預貯金等の財産が原告らのものと認められず、本件相続財産を構成するものと認定された場合には、亡乙は本件相続開始時に原告らに対し 2 億 1000 万円の債務を負担していた。

さらに、仮に亡乙が原告らに対し上記ア(エ)の約束をしたことが認められないとしても、亡乙は、原告ら預貯金の証書、印鑑等を預かり保管中にその名義を変えてしまったのであるから、その相続開始時に原告らに対し 2 億 1000 万円の不法行為に基づく損害賠償債務又は不当利得返還義務を負っていた。

以上によれば、原告には相続税は発生しない。

ウ 被告が指摘する事情は、次のとおり、本件預貯金等が本件相続財産に属することを意味するものとはいえない。

(ア) 本件一覧表は、d 税理士及び原告が、原告主張固有預貯金を除外した貸金庫内の預貯金の証書・通帳、亡乙の原告に預けた預貯金証書・保険証書等について、まず全部を拾い出して作成したものに基づき、その上で順次調査をしてその帰属を明らかにしようと考えていた。原告と d 税理士が本件一覧表を D 弁護士に見せた際にも、本件一覧表記載の財産すべてを本件相続財産と認めたことはなく、原告及び d 税理士が本件預貯金等が本件相続財産であることを前提として遺産分

割協議をしていたという被告の主張は誤っている。

(イ) 亡乙は常識の全く通用しない性格であり、預貯金の証書や通帳を原告が取り上げた場合、取引業者や隣近所に何を言って回るか、原告の家族に何をすることも分からなかった。そのため、原告やAは、亡乙には反抗せず、預貯金等の管理を任せていたのである。このような事情の下では、亡乙が預貯金等の証書、通帳を保管して自由に使用していたとしても、原告及びAと亡乙との間では、亡乙が管理する預貯金等が亡乙のものであったということにはならない。

(ウ) 本件貸金庫は、原告がC銀行下之一色支店と取引をしていて信用があったため借りることができたもので、亡乙だけでは借りられなかった。また、亡乙は、原告らに属する2億1000万円分の預貯金について、原告らの名義に変更することを約していたのであって、本件貸金庫内の預貯金をすべて自分の財産であると考えていたわけではない。

(被告の主張)

ア 本件預貯金等が、本件相続財産を構成することは、次の事情から明らかである。

(ア) 丁らとの遺産分割交渉において本件預貯金等が本件相続財産を構成することが前提とされていたこと

d税理士は、原告の承諾の下、本件貸金庫内に保管されていた預貯金等のうちから、原告主張固有預貯金のみを除外し、本件預貯金等を除外することなく本件一覧表を作成している。原告及びd税理士とD弁護士との間で行われた本件相続に係る遺産分割交渉等においては、d税理士が作成した本件一覧表記載の預貯金等が本件相続財産を構成することが前提とされており、原告は本件預貯金等が本件相続財産を構成すると認識していた。

(イ) 原告が本件預貯金等を具体的に把握していなかったこと

仮に本件預貯金等が原告ら固有の財産であるとすれば、原告は、その財産の数額、所在、保管状況、方法等を具体的に把握してしかるべきであるにもかかわらず、原告は、本件預貯金等を具体的に把握していない旨述べていた。

(ウ) 本件貸金庫の使用状況等

本件貸金庫は、亡乙の使用申込みにより使用が開始され、その使用料は、亡乙名義の預金口座からの引き落としにより支払うこととされていた。また、本件貸金庫について、亡乙以外の者による開扉を予定する旨の届出はなく、実際に本件相続開始までの3回の開閉はすべて亡乙によって行われていたのであるから、本件貸金庫の内容物は、亡乙が現実占有して支配管理していたものであって、亡乙もこれらを単独で管理する意思を有していたというべきである。

(エ) 本件預貯金等の中には、その原資が亡乙の不動産売却代金であるもの、その入金の相当部分を亡乙の国民年金からの給付金が占めているものが存する。

イ これに対し、原告は、本件預貯金等の原資は原告ら預貯金2億1000万円であるなどと主張する。

しかしながら、次のとおり、原告の主張には理由がない。

(ア) 本件預貯金等が真実原告らに帰属する財産であれば、原告がその財産中の相当額についてその形成過程の概要を説明することに格別の支障はないはずであ

り、形成後の財産管理が別の者にゆだねられていたとしても、財産を形成した者による説明が直ちに困難となるものではない。

にもかかわらず、原告の財産形成過程の説明は、財産の一部が給料であるというほかに有意なものは見当たらず、高額 of 財産の形成過程の説明としては極めて薄弱なものである。原告が、高額の金銭の形成過程につき全体の概要すら示せない理由は、正に原告らがこれらの財産の形成過程に関与していないということ、つまりは、これらの財産が原告に帰属しないからにほかならない。

(イ) 亡丙による利殖の経緯に係る原告の立証内容によっても、原告ら名義の預貯金が亡丙の支配下にあり、原告らに帰属するものとの評価が当たらないことは明白である。

すなわち、亡丙がその一存により原告名義の預貯金を管理し運用していたことや、利殖目的の土地の売買等に自己名義の資金を使用することには差し障りがあったという、亡丙があえて預貯金を原告名義とし、この原告名義の預貯金を使用せざるを得なかった背景事情に照らせば、仮に原告名義の1億5000万円相当の預貯金が存在したとしても、これらの預貯金を直ちに原告の財産と評価することができないことは明らかである。

(ウ) 原告ら預貯金の存在ないし形成過程を示す確たる証拠はないが、仮に原告ら預貯金が存在したとしても、これが本件預貯金等に形を換えるまでの推移は不明というほかない。

(エ) 昭和57年合意がされた旨の原告の主張は、利害対立があり得る複数人間において、高額 of 財産が預貯金 of 名義人とは異なる者に帰属することが確認されたというにもかかわらず、その確認内容が書面等により明確にされなかったというのであって、極めて不自然である。昭和57年当時、預貯金 of 名義人について、原告と亡丙及び亡乙との間で話題となったことがあったとしても、財産の帰属について親族間で確定的な共通認識として確認されたものということは到底できない。

(オ) 前記ア(ア)のとおり、原告及びd税理士の本件一覧表作成の経緯及びこれを丁らに交付して行った遺産分割の交渉経緯は、本件預貯金等が自己に帰属する旨の認識を持つ者の行動として不自然である。

また、別件高裁判決は、本件預貯金等が本件相続財産を構成するという被告の主張に沿うものであるところ、原告は、これに対して不服を申し立てることなく判決を確定させており、その判断を受け入れた原告の行動も、原告が原告主張固有預貯金のみが自己に帰属する旨の認識を有していたことと適合する。

(2) 争点(2)について

(原告の主張)

本件調査は、次の点で違法である。

ア d税理士は、本件調査を担当した上席国税調査官J(以下「J上席」という。)から、平成17年6月27日に原告と共に出頭するよう電話で連絡を受け、その際、どのような資料を用意持参したらよいかと尋ねたが、何も持参する必要はないとのことだったので、同日、指定された時間に出頭した。すると、対応した筆頭特別国

税調査官K（以下「K特官」という。）は、資料を閲覧しなくては回答できない事項をいろいろ質問し、原告が十分回答できないでいると、既に課税は決定していると言った。

イ K特官は、同日、原告の事業所得の申告が少ないので個人課税部門に連絡すると発言し、暗に本件相続に係る相続税の課税を承知するよう脅迫した。

ウ d税理士は、同月29日、熱田税務署において、J上席に対し、本件預貯金等その他亡乙の保有資産が形成された経緯、管理、運用・保管の状況等を説明した。J上席は、同日午後0時になると、d税理士に対し、「我々は公権力に基づいてやっているのであって、いちいち納税者の言うことを聞く必要はない。」と言って説明を打ち切った。

エ K特官は、同年7月の定期異動を理由に原告の説明を聞かず、一方的に調査を打ち切った。

（被告の主張）

本件調査並びに原告及びd税理士に対する本件調査の結果説明は、次のとおり、いずれも適法にされている。

ア 調査担当職員は、原告に対して、法60条に規定する質問検査権を行使していたのであり、質問に対する不答弁並びに検査の拒否・妨害に対しては刑罰が科されることになっているから、質問・検査の相手方には、それが適法な質問・検査である限り、質問に答え検査を受任する義務がある。

イ 本件調査は、平成17年3月16日にd税理士を通じて原告に事前の通知を行って開始されたものであり、K特官及びJ上席による調査結果の説明等は、本件調査の着手から約3か月を経過した同年6月27日に、原告とd税理士に対して修正申告の意思の有無を確認するために行われたものである。

ウ 同日の本件調査の結果説明の時点において、本件相続に係る原告の相続税の申告には相当の疑念が存在したのであるから、本件調査における質問検査権の行使は、原告の私的利益との衡量において社会通念上相当な範囲にとどまっており、権限ある税務職員の合理的な選択の範囲内であることは明らかである。

エ 原告指摘に係る事実、すなわち、調査担当者において、資料なくしては答えられない質問をしたこと、課税は決定していると言ったこと、相続税の調査であるのに事業所得について個人課税部門へ連絡すると発言し、暗に原告に承知するように脅迫したこと、d税理士の説明を十分聞かなかったこと、調査を打ち切ったことの各事実は、いずれも存在しない。

(3) 争点(3)及び(4)について

（被告の主張）

ア 通則法70条5項の「偽り其他不正の行為」とは、税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っていることをいい、同項の文理及び立法趣旨にかんがみれば、同項は、納税者本人が偽り其他不正の行為を行った場合に限らず、納税者から申告の委任を受けた者が偽り其他不正の行為を行い、これにより納税者が税額の全部又は一部を免れた場合にも適用されるものである。

原告及びd税理士は、本件預貯金等が本件相続財産を構成する旨認識していたにもかかわらず、d税理士において、原告の了解の下、別紙5のとおり、本件相続財産を構成する預貯金等の額を過少に算定し、これに基づいて納付すべき税額を0円とする内容虚偽の申告書を作成して本件当初申告を行ったのであるから、このような申告行為が「偽りその他不正の行為」に該当することは明らかである。

なお、上記算定方法が相続税の申告において採用される余地はなく、税負担を免れるための方便にすぎないから、仮に、原告が主張するとおり、上記算定方法を考案したのが原告の依頼を受けた弁護士であったとしても上記結論は左右されるものではない。

イ 国税通則法68条の「事実を隠ぺいする」とは、課税標準等又は税額の計算の基礎となる事実について、これを隠ぺいし、あるいは故意に脱漏することをいう。

上記アで主張したところによれば、d税理士を介して行われた原告の行為は、「その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし」、「その隠ぺいし」「たところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

(原告の主張)

原告の相続税の申告には偽り、隠ぺいその他の不正の行為は全くない。

別表5の算定方法は原告の依頼を受けた弁護士が本件の特殊な事情の下で苦肉の策として考案した方法であるが、税負担を逃れるための方便ではない。原告もd税理士も、本件預貯金等がすべて相続財産を構成するとは考えていなかったのもあって、相続税を過少に算出しようとしたわけでもない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

【判示(1)】 (1) 前記前提事実に証拠(乙1～4、9、11、13、23～29)及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 亡乙は、昭和58年5月13日、N銀行下一色支店に貸金庫の使用を申し込み、同日、函番号「 」の貸金庫を借り受けた(以下、同貸金庫を「本件旧貸金庫」という。)。亡乙は、本件旧貸金庫の使用申込みに当たって代理人の指定はしていなかったため、本件旧貸金庫を開閉できるのは亡乙のみであった。

亡乙は、遅くとも平成9年以降平成13年までの毎4月、本件旧貸金庫の使用料金を上記支店の亡乙名義の普通預金口座(口座番号)から口座振替えの方法で支払っていた。

イ 亡乙は、平成13年まで本件旧貸金庫を継続的に利用していたが、同年7月15日にN銀行下一色支店が廃止されることとなったため、同月4日、本件旧貸金庫の使用契約を解約し、同日、C銀行下之一色支店に対し、同日から同年12月31日までの本件貸金庫の使用の申込みをした。亡乙は、同日、同銀行に対し、本件貸金庫の使用料金を同支店の亡乙名義の口座(口座番号)。別表1記載24に係るもの)からの口座振替えの方法で支払うよう依頼した。

ウ 本件貸金庫は、その利用開始日から亡乙の死亡までの約1か月間に合計3回開閉されたが(利用開始日の開閉を含む。)、いずれの開閉も亡乙が行った。

(2) 前記前提事実、特に、①原告及びd税理士が、原告主張固有預貯金を本件相続財産には属さないとして本件一覧表に記載しなかったのに対し、本件預貯金等は本件一覧表に記載していたこと、②d税理士が、本件相続に係る遺産分割交渉において、D弁護士に対し、本件一覧表に原告の財産が含まれている旨の留保を付さないままこれを交付したことなどに照らすと、原告及びd税理士は、本件預貯金等が本件相続財産を構成することを前提として本件相続に係る遺産分割交渉を行っていたものと認めるのが相当である。また、上記(1)で認定した事実に加え、原告及びd税理士が本件預貯金等の内容、金額等について全く把握していなかったこと（甲12、原告本人、証人d）にかんがみれば、亡乙は本件旧貸金庫の内容物を本件貸金庫に引き継ぎ、これを排他的、専属的に管理していたものと認められる。これらの事実を照らすと、本件預貯金等はいずれも亡乙が取得・管理してきたものであって本件相続財産を構成するものと認めるのが相当である。

これに対し、原告は、本件預貯金等の原資は昭和57年合意によって確認された原告ら預貯金であると主張する。しかしながら、昭和57年合意の成立を認めるに足りる客観的証拠はないところ、原告及びd税理士は昭和57年合意が口頭でされた旨供述するが（甲11、12、原告本人、証人d）、多額の財産の帰属について書面を取り交わさなかったというのは不自然である上、原告の主張によれば、原告らは、昭和61年に、原告ら預貯金の多くが亡乙によって架空人又は丁ら名義の預貯金に変えられていることを知ったにもかかわらず、その後これを放置していたというのであり、以上に照らせば、昭和57年合意が成立したと認めることはできない。なお、原告ら預貯金は、原告の主張によれば、亡丙がその支配管理する財産をもって形成したものと考えられるから、昭和57年合意が存しないにもかかわらず原告ら預貯金が原告らに帰属するものということとはできない。加えて、原告ら預貯金が存したことをうかがわせる客観的証拠は存せず、本件全証拠に照らし、そもそも原告ら預貯金の存在すら認めることができない。

次に、原告は、本件預貯金等のうち、別表1記載2～10、12、15、16、50～68の預貯金等が原告らに帰属する旨主張するが、上記のとおり、亡乙がこれらの預貯金を原告らのために取得・管理していたことをうかがわせる証拠はない上、そもそも原告ら預貯金の存在も、昭和57年合意も認められないのであるから、原告の上記主張は失当である。

また、原告は、亡乙が、原告らに対し、約束不履行、不法行為又は不当利得に基づく債務を負担している旨主張するが、その前提となる原告ら預貯金の存在も、昭和57年合意の存在も前記のとおり認められないのであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(3) そうすると、本件相続に係る相続税として原告の納付すべき税額は、前記第2の3のとおり、737万2700円と認められる（なお、原告と丁らの間で未分割の本件預貯金等及び家具等一式について、相続税法55条に従ってその3分の1を取得したものとして計算すると、原告の取得した財産の価額は、被告の主張するところより666円高くなるが、端数処理により、原告の課税価格は変わらないから、納付すべき税額に影響しない。）。

2 争点(2)について

ア 証拠（甲 1 2、乙 1～3 6、証人 d）及び弁論の全趣旨によれば、本件調査の経緯は以下のとおりと認められる。

（ア） 中川税務署長は、平成 1 7 年 3 月 1 6 日、原告に対し、本件調査を同年 4 月 5 日午後には本件亡乙の自宅において実施する旨を予め通知し、同日、本件調査に着手した。

（イ） 本件調査を担当する K 特官及び J 上席は、平成 1 7 年 4 月 2 8 日、調査の一環として、原告、丁ら及び d 税理士立会いの下、C 銀行下之一色支店の 2 階会議室において、本件貸金庫の内容物を確認した。

K 特官及び J 上席は、上記の内容物確認により、本件貸金庫内に本件貸金庫内預貯金等（ただし、平成 1 3 年 9 月 1 8 日に d 税理士が持ち出したものを除く。）が存在すること、本件金庫内に甲姓以外の多数の印章が保管されていることを確認し、上記印章の印影を採取した。

（ウ） K 特官及び J 上席は、その後、銀行等に対する補充調査等を経て、本件調査の着手から約 3 か月後の平成 1 7 年 6 月 2 7 日、原告と d 税理士に対して調査の結果を最終的に整理して説明し、修正申告の意思の有無を確認した。

【判示(2)】 イ 原告は、K 特官が、平成 1 7 年 6 月 2 7 日、資料を持参しなくてもよいと言ったにもかかわらず資料がなくては答えられない質問をし、既に課税は決定していると発言したこと、事業所得について個人課税部門へ連絡すると発言して原告に承知するよう脅迫したこと、J 上席が同月 2 9 日に d 税理士の説明を聞かないまま調査を打ち切ったことなどを主張し、d 税理士もこれに沿う供述をする（甲 1 2、証人 d）。

しかしながら、上記アの事実経過に照らせば、本件調査は、平成 1 7 年 3 月 1 6 日に原告及び d 税理士に予め通知された上、同年 4 月 5 日に開始されたものであり、K 特官及び J 上席は、本件貸金庫の内容物の確認、銀行への補充調査等を経て本件調査を終了したものであって、同年 6 月 2 7 日には、既に終了した本件調査の結果の説明と修正申告の意思確認を行ったにすぎないものと認められる。そうすると、仮に同日及び同月 2 9 日に原告の主張するような事実があったとしても、既に終了した本件調査が違法となるものではない。また、税務調査の範囲、程度等は、税務職員の合理的な選択にゆだねられているものと解され、税務職員が納税者の側の税務調査の続行の求めに応じなかったからといって、ただちに税務調査全体が違法となるということとはできない。以上にかんがみれば、本件調査は適法にされたものと認められる。

3 争点(3)について

【判示(3)】 国税通則法 7 0 条 5 項は、納税者本人が偽りその他不正の行為を行った場合に限らず、納税者から申告の委任を受けた者が偽りその他不正の行為を行い、これにより納税者が税額の全部又は一部を免れた場合にも適用されるものというべきである（最高裁判平成 1 7 年（○ ○）第 1 7 号同 1 7 年 1 月 1 7 日第二小法廷判決・民集 5 9 卷 1 号 2 8 頁参照）。

【判示(4)】 前記前提事実及び前記 1 (2)に照らせば、原告及び原告の依頼を受けた d 税理士は、本件預貯金等が本件相続財産に当たることを認識していたものと認められるところ、d 税理士において、本件預貯金等の一部のみが本件相続財産であるとして相続税を算定し、

納付すべき税額を0円とする虚偽の申告（本件当初申告）を行ったのであるから、かかる行為が「偽りその他不正の行為」に当たることは明らかである。そうすると、納税者である原告から申告の委任を受けたd税理士が偽りその他不正の行為を行い、これにより原告が税額を免れたものと認められるから、原告は「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ」たものに当たる。

4 争点(4)について

【判示(5)】 前記前提事実及び前記1(2)に照らせば、原告は、本件預貯金等が本件相続財産に属することを認識しながら、d税理士をして、本件預貯金等の一部のみを本件相続財産とする申告を行わせたものと認められるから、原告の行為が「事実を隠ぺいする」ものに当たることは明らかである。

そして、本件更正（本件裁決による一部取消後のもの）による納付すべき税額737万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法68条1項の35%を乗ずると、257万9500円となる。

5 以上によれば、原告の請求には理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 松並 重雄

裁判官 前田 郁勝

裁判官 廣瀬 達人

(別紙)

関係法令

1 相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下、単に「法」という。）

1条 左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

1 相続又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

2 （略）

2条1項 第1条第1号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈に因り取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

2項 （略）

11条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下本節において「相続税の総額」という。）を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

11条の2第1項 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が第1条第1号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額の合計額をもつて、相続税の課税価格とする。

2項 （略）

13条1項 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した者が第1条第1号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

1 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

2 被相続人に係る葬式費用

2項 （略）

3項 （略）

14条1項 前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

2項 （略）

15条1項 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第19条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下次条から第18条まで及び第19条の2において同じ。）の合計額から、5000万円と1000万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

2項 前項の相続人の数は、同項に規定する被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人の数（当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人の数とする。）とする。

1 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が1人である場合 1人

2 当該被相続人に実子がなく、養子の数が2人以上である場合 2人

3 項 (略)

16 条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第2項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第900条及び第901条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、1人である場合又ははない場合には、当該控除した金額）につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

800万円以下の金額	100分の10
800万円を超え1600万円以下の金額	100分の15
1600万円を超え3000万円以下の金額	100分の20
3000万円を超え5000万円以下の金額	100分の25
5000万円を超え1億円以下の金額	100分の30
1億円を超え2億円以下の金額	100分の40
2億円を超え4億円以下の金額	100分の50
4億円を超え20億円以下の金額	100分の60
20億円を超える金額	100分の70

17 条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、それぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格が当該財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする。

55 条 相続又は包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第904条の2を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第32条の更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

60 条1項（ただし、平成13年法律第129号による改正前のもの） 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第1号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 1 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 2 前条の規定による調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
- 3 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
- 4 納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

5 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

6 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

7 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

2 項 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3 項 当該職員は、第1項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 項 第1項及び第2項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 国税通則法

68条1項 第65条第1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条第5項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

70条1～4項 （略）

5 項（ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの） 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

1 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日）

2、3 （略）

118条1項 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 項 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に1円

未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

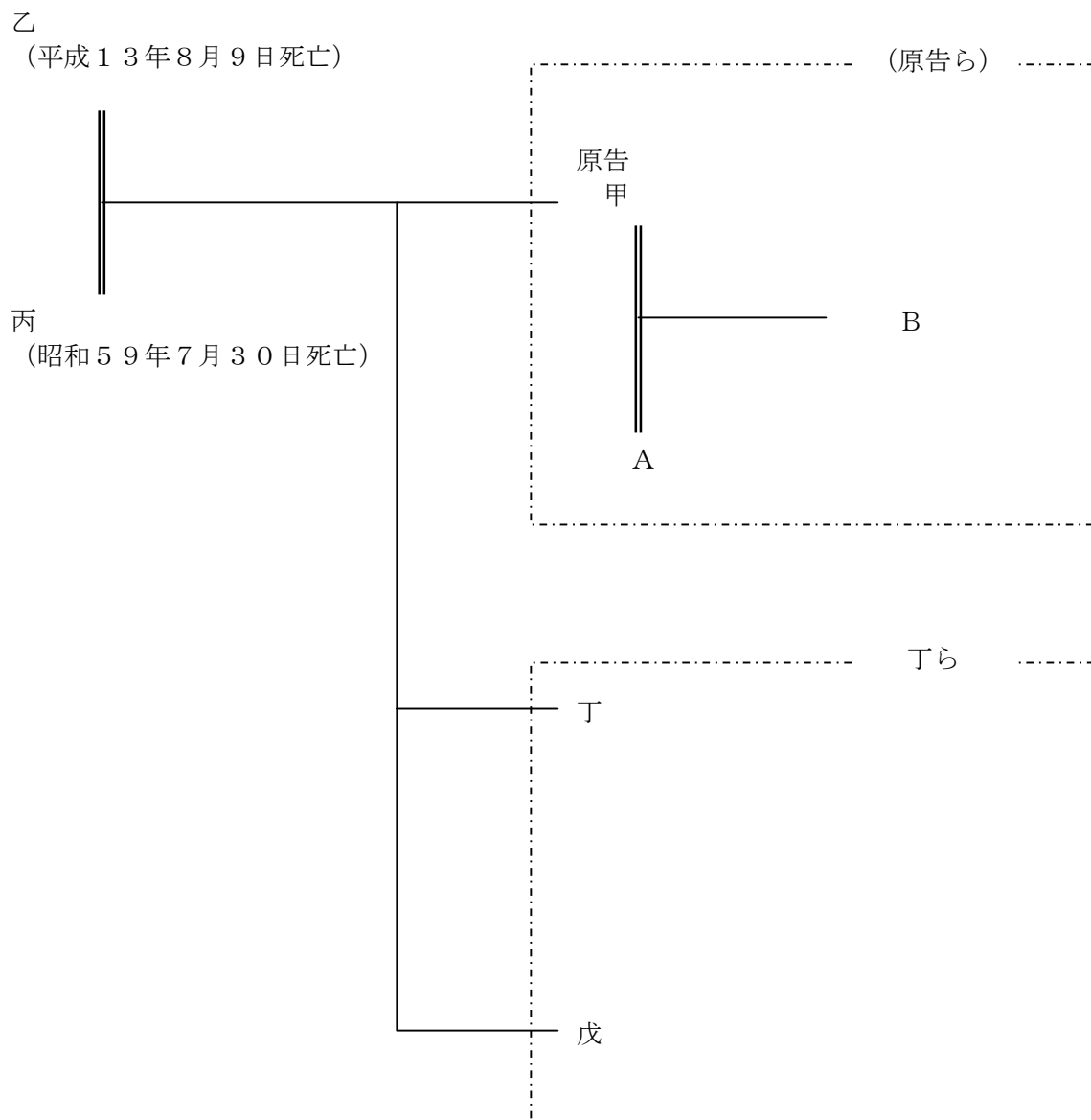
3項 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

119条1項 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2～4項 （略）

(別紙)

相続関係図



別紙 1

番号	種類等	金融機関名等	名義	記番号等	相続開始日の 預入額 (円)	既経過利子等 (円)	合計額 (円)
1	出資金	E 農業協同組合	乙				100,000
2	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					999,225
3	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					999,225
4	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					9,992,255
5	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					9,992,255
6	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					9,992,255
7	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					999,209
8	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					999,209
9	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					9,992,092
10	割引興業債券	L 銀行（現 L 銀行）					9,992,092
11	現金						1,000,000
12	定額郵便貯金		乙		5,210,000	1,702,628	6,912,628
13	普通預金	N 銀行（現 N 銀行）名古屋駅前支店	乙		736,498		736,498
14	普通預金	N 銀行（現 N 銀行）名古屋駅前支店	乙		123,636		123,636
15	定期預金	N 銀行（現 N 銀行）名古屋駅前支店	乙		24,000,000	250,960	24,250,960
16	定期預金	N 銀行（現 N 銀行）名古屋駅前支店	O		1,069,605	1,453	1,071,058
17	普通預金	G 銀行（現 G 銀行）蟹江支店	乙		26,275		26,275
18	定期預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		3,113,949	44	3,113,993
19	定期預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		297,901	1	297,902
20	定期預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		425,941	328	426,269
21	定期預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		1,724,789	104	1,724,893
22	定期預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		1,574,528	838	1,575,366
23	普通預金	P 銀行東中島支店	乙		5,271,875		5,271,875
24	普通預金	C 銀行下之一色支店	乙		29		29
25	定期預金	C 銀行下之一色支店	乙		3,235,879	189	3,236,068
26	定期預金	C 銀行下之一色支店	乙		1,661,876	904	1,662,780
27	定期預金	C 銀行下之一色支店	乙		1,767,831	732	1,768,563
28	普通預金	Q 銀行（現 Q 銀行）名古屋支店	丙		331		331
29	定期貯金	E 農業協同組合南陽町支店	乙		5,367,364	5,853	5,373,217

番号	種類等	金融機関名等	名義	記番号等	相続開始日の 預入額 (円)	既経過利子等 (円)	合計額 (円)
30	定期貯金	E 農業協同組合南陽町支店	乙		16,296,205	8,145	16,304,350
31	普通貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		153,734		153,734
32	普通貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		88,974		88,974
33	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		2,196,107	144	2,196,251
34	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		4,000,000	1,584	4,001,584
35	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		4,000,000	1,584	4,001,584
36	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		4,000,000	1,584	4,001,584
37	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		4,000,000	1,584	4,001,584
38	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		1,500,000	42	1,500,042
39	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		500,511	19	500,530
40	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		1,422,409	785	1,423,194
41	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		2,000,000	1,006	2,001,006
42	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		2,420,257	833	2,421,090
43	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		2,420,257	833	2,421,090
44	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		1,786,719	1,398	1,788,117
45	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		365,456	147	365,603
46	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	乙		1,241,736	517	1,242,253
47	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	戊		269,097	6	269,103
48	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	戊		257,386	5	257,391
49	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店	戊		174,450	56	174,506
50	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			314,694	12	314,706
51	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			784,791	20	784,811
52	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			1,577,086	16	1,577,102
53	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			845,861	22	845,883
54	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			625,602	16	625,618
55	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			1,577,086	16	1,577,102
56	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			845,900	21	845,921
57	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			864,816	27	864,843
58	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			830,222	21	830,243
59	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			551,171	18	551,189
60	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			916,361	23	916,384

番号	種類等	金融機関名等	名義	記番号等	相続開始日の 預入額 (円)	既経過利子等 (円)	合計額 (円)
61	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			236, 203	8	236, 211
62	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			830, 135	22	830, 157
63	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			892, 849	24	892, 873
64	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			861, 554	21	861, 575
65	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			437, 917	11	437, 928
66	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			927, 712	28	927, 740
67	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			877, 122	25	877, 147
68	定期貯金	E 農業協同組合下之一色支店			899, 129	22	899, 151
69	貯蓄預金	G 銀行（現 G 銀行）尾頭橋支店	乙		26, 210		26, 210
70	普通預金	R 銀行名古屋支店	乙		291, 964		291, 964
71	普通貯金	E 農業協同組合南陽町支店	乙		131, 211		131, 211
72	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				851, 080
73	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				862, 940
74	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				899, 060
75	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				886, 760
76	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				875, 200
77	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				923, 120
78	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				910, 720
79	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				936, 130
80	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				986, 560
81	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				973, 710
82	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				961, 280
83	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				948, 300
84	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				997, 870
85	積立家族傷害保険	S（現 S）	乙				980, 530
86	積立普通傷害保険	T（現 S）	乙				994, 910
87	積立普通傷害保険	T（現 S）	乙				994, 910
88	積立普通傷害保険	T（現 S）	乙				994, 910
89	積立普通傷害保険	U（現 U）	乙				1, 005, 270
90	（天皇即位）記念硬貨						170, 000
					120, 847, 201	1, 984, 679	195, 042, 957

別表 2

番号	金融機関名	預貯金	名義人	口座番号	金額（円）
1	G 尾頭橋	定期預金	甲		¥241, 251
2	G 尾頭橋	定期預金	甲		¥291, 462
3	G 尾頭橋	定期預金	甲		¥433, 406
4	G 尾頭橋	定期預金	甲		¥208, 794
5	G 尾頭橋	定期預金	甲		¥782, 369
6	G 尾頭橋	定期預金	B		¥2, 226, 336
7	C 下之一色	定期預金	Y		¥4, 043, 720
8	C 下之一色	定期預金	Y		¥3, 032, 756
9	C 下之一色	定期預金	Y		¥3, 745, 457
10	C 下之一色	定期預金	B		¥1, 558, 723
11	C 下之一色	定期預金	A		¥2, 367, 067
12	C 下之一色	定期預金	Z		¥1, 909, 780
13	C 下之一色	定期預金	a		¥1, 909, 780
14	C 伏屋	定期預金	B		¥2, 166, 992
15	C 伏屋	定期預金	B		¥3, 260, 785
16	C 伏屋	定期預金	B		¥2, 159, 162
17	E 南陽町 東	定期貯金	B		¥2, 154, 699
18	E 下之一色	定期貯金	甲		¥5, 264, 544
19	E 下之一色	定期貯金	甲		¥5, 264, 568
20	E 下之一色	定期貯金	B		¥5, 264, 568
21	E 下之一色	定期貯金	B		¥5, 264, 544
22	E 下之一色	定期貯金	B		¥3, 006, 732
				合計	¥56, 557, 495

⑨上記銀行名の正式名称

C→旧H銀行→現C銀行

E 南陽町→旧E農業協同組合→現E農業協同組合南陽町支店

E 下之一色→E農業協同組合下之一色支店

G→旧G銀行→現G銀行

⑨上記銀行名に続く記載は当時の支店名である。

別表 3 本件一覧表

1

金融機関	名義人	預金種類 口座番号	元本額 円	既経過利子額	評価額 円	
L 銀行		リコー第797号	997,500 (1,000,000)		998,500	12.11.9
〃		〃	997,500 (1,000,000)		998,500	〃
〃		〃	9,975,000 (10,000,000)		9,985,000	〃
〃		〃	9,975,000 (10,000,000)		9,985,000	〃
〃		〃	9,975,000 (10,000,000)		9,985,000	〃
〃		リコー第810号	999,100 (1,000,000)		996,500	13.5.18
〃		〃	9,991,000 (10,000,000)		9,965,000	〃
〃		〃	999,100 (1,000,000)		996,500	13.5.18
〃		〃	9,991,000 (10,000,000)		9,965,000	〃
現金			1,000,000		1,000,000	
M郵便局		定額貯金	5,210,000		6,912,628	5.2.5
N銀行 名古屋駅前支店		普通預金	736,498		736,498	
〃		〃	123,636		123,636	
〃		定期預金	24,000,000		25,407,592	8.9.26
〃	O	〃	1,069,605		1,070,850	8.12.28
G銀行 蟹江支店		普通預金	26,275		26,275	
G銀行 尾頭橋支店		貯蓄預金	26,210		26,210	

89,178,689

金融機関	名義人	預金種類 口座番号	元本額 円	既経過利子額	評価額 円	
G銀行 尾頭橋支店		定期預金	3,113,949		3,113,993	11.7.8
〃		〃	297,901		297,902	4.7.31
〃		〃	425,941		426,175	55.9.9
〃		〃	1,724,789		1,724,893	56.3.25
〃		〃	1,574,528		1,575,126	56.12.21
P銀行 東中島支店		普通預金	5,271,875		5,271,875	
C銀行 下之一色支店		普通預金	29		29	
〃		定期預金	3,235,879		3,236,067	12.3.30
〃		〃	1,661,876		1,662,777	58.9.13
〃		〃	1,767,831		1,768,563	53.11.30
Q銀行 名古屋支店	丙	普通預金	331		331	
R銀行 名古屋支店		普通預金	291,964		291,964	
E農業協同組合 南陽町支店		普通貯金	131,211		131,211	
〃		定期貯金	5,367,364		5,372,928	5.12.27
〃		〃	16,296,205		16,304,313	9.12.25
E農業協同組合 下之一色支店		普通貯金	88,974		88,974	
〃		〃	153,734		153,734	

41,420,855

金融機関	名義人	預金種類 口座番号	元本額 円	既経過利子額	評価額 円	
E 農業協同組合 下之一色支店		定期貯金	1,500,000		1,500,042	13.6.7
〃		〃	4,000,000		4,001,584	12.12.11
〃		〃	4,000,000		4,001,584	12.12.11
〃		〃	2,196,107		2,196,251	13.3.14
〃		〃	4,000,000		4,001,584	12.12.11
〃		〃	500,511		500,530	13.5.14
〃		〃	4,000,000		4,001,584	12.12.11
〃		〃	1,422,409		1,423,195	4.9.7
〃		〃	2,000,000		2,001,006	6.12.7
〃		〃	2,420,257		2,421,090	5.1.12
〃		〃	2,420,257		2,421,090	5.1.12
〃		〃	1,787,919		1,788,117	6.6.10
〃		〃	365,456		365,603	6.12.7
〃		〃	1,241,736		1,242,253	4.11.29
〃	戊	〃	269,097		269,103	5.6.17
〃	〃	〃	257,386		257,390	4.6.30
〃	〃	〃	174,450		174,506	5.1.27

32,566,512

金融機関	名義人	預金種類 口座番号	元本額 円	既経過利子額	評価額 円	
E 農業協同組合 下之一色支店		定期貯金	314,694		314,705	5.5.24
〃		〃	784,791		784,811	5.6.13
〃		〃	1,577,086		1,577,102	5.7.18
〃		〃	625,602		625,617	5.6.17
〃		〃	845,861		845,883	5.6.10
〃		〃	830,185		830,207	5.6.10
〃		〃	236,203		236,211	5.5.27
〃		〃	916,361		916,384	5.6.13
〃		〃	830,222		830,242	5.6.13
〃		〃	551,171		551,189	5.5.27
〃		〃	437,917		437,927	5.6.17
〃		〃	899,129		899,152	5.6.13
〃		〃	877,122		877,146	5.6.6
〃		〃	927,712		927,740	5.6.1
〃		〃	864,816		864,842	5.6.1
〃		〃	1,577,086		1,577,102	5.7.18
〃		〃	845,900		845,920	5.6.15

13,942,180

金融機関	名義人	預金種類 口座番号	元本額 円	既経過利子額	評価額 円	
E 農業協同組合 下之一色支店		定期貯金	861,554		861,574	5.6.15
〃		〃	892,849		892,873	5.6.10
S		家族傷害保険	798,000 (1,000,000)		851,080	(2.10.5満期) 7.12.29
〃		〃	809,100 (1,000,000)		862,940	7.12.29
〃		〃	843,200 (1,000,000)		899,060	7.12.29
〃		〃	831,600 (1,000,000)		886,760	7.12.29
〃		〃	820,500 (1,000,000)		875,200	7.12.29
〃		〃	866,100 (1,000,000)		923,120	7.12.29
〃		〃	854,500 (1,000,000)		910,720	7.12.29
〃		〃	878,100 (1,000,000)		936,130	7.12.29
〃		〃	926,700 (1,000,000)		986,560	7.12.29
〃		〃	914,400 (1,000,000)		973,710	7.12.29
〃		〃	902,300 (1,000,000)		961,280	7.12.29
〃		〃	889,700 (1,000,000)		948,300	7.12.29
〃		〃	982,610 (1,000,000)		997,870	9.6.1
〃		〃	985,510 (1,000,000)		980,530	11.3.14
T		家族傷害保険	982,700 (1,000,000)		994,910	

15,742,617

別表 4

(単位：円)

区分		当初申告	更正及び賦課決定処分	異議決定	裁決（一部取消）
年月日		平成14年6月6日	平成17年7月7日付	平成17年11月11日付	平成19年3月5日付
相続税 の総額 の計算	総遺産価額	75,419,120	261,825,255	261,825,255	204,104,706
	債務及び葬式費用合計額	2,181,247	2,181,247	2,181,247	2,181,246
	課税価格の合計額	73,236,000	259,643,000	259,643,000	201,922,000
	相続税の総額	0	38,292,900	38,292,900	22,380,000
甲	取得財産の価額	25,139,707	87,275,085	87,275,085	68,034,902
	債務及び葬式費用の金額	2,181,247	2,181,247	2,181,247	1,514,580
	課税価格	22,958,000	85,093,000	85,093,000	66,520,000
	納付すべき税額	0	12,549,700	12,549,700	7,372,700
	重加算税	—	4,389,000	4,389,000	2,579,500

別表 5

番号	項目	資産	負債等	差引残
1	昭59. 7. 30現在 乙名義預貯金残	円 71, 819, 303	円	円 71, 819, 303
2	昭60. 1. 30 相続税申告書提出 乙取得分 昭61. 5. 12	94, 786, 584		
3	〃 b 保険金等 〃	5, 119, 252		171, 725, 139
4	相続に係る 乙の相続税		5, 000	
5	未払税金債務		10, 535, 230	
6	丁・戊の相続税		7, 387, 700	
7	乙の贈与税		11, 915, 600	
8	税理士等に対する手数料		3, 500, 000	
9	(小計)		(33, 343, 530)	138, 381, 609
10	昭61～平9 甲家族3名に対する贈与		18, 420, 000	
11	丁家族4名 〃		24, 560, 000	
12	戊家族4名 〃		22, 690, 000	
13	(小計)		(65, 670, 000)	72, 711, 609
14	平12. 2. 13 鈴鹿市土地売却代金残	20, 425, 760		93, 137, 369
15	マンション管理費・固定資産税		4, 780, 000	
16	平11丁の子2名自動車購入代金贈与		1, 000, 000	
17	昭59. 8 戊の要求により F 銀行定期解約贈与		5, 000, 000	
18	昭63 V 寺に寄付		1, 000, 000	
19	Wに対する貸金回収不能		8, 000, 000	
20	X 〃 〃		5, 000, 000	
21	某女 (乙の申述) 〃 〃		2, 000, 000	
22	(小計)		(26, 780, 000)	66, 357, 369
	計	192, 150, 899	125, 793, 530	66, 357, 369

別表 6

原告が取得した財産の価額

(単位：円)

区分		合計	甲
被相続人との続柄			長男
①	民法による法定相続分	1	1/3
②	名古屋市に所在する不動産（宅地及び家屋）	8,989,749	2,996,583
③	電話加入権	22,000	22,000
④	代償金（7,000円×2）	0	△14,000
⑤	分割済み財産（②+③+④）	9,011,749	3,004,583
⑥	本件相続人らによってまだ分割されていない財産	195,092,957	
⑦	⑤欄「合計」+⑥欄「合計」	204,104,706	
⑧	⑦欄「合計」×①欄「甲」		68,034,902
⑨	⑧－⑤		65,030,319
⑩	取得財産の価額（⑤+⑨）		68,034,902